

## 自転車安全利用のための5つのルール

### 1) 車道の左側通行が原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。道路の左側に寄って通行しなければなりません。歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

### 2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号が青になってから安全を確認し、横断しましょう。

一時停止のある交差点では、必ず一時停止をして、安全を確認してから横断しましょう。

### 3) 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点けなければなりません。自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。

### 4) 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。

### 5) ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用。幼児・児童を保護する責任のある方は、幼児を幼児用座席に乗せるときや幼児・児童が自転車を運転するときは、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。